山形市宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

山形市長　佐　藤　孝　弘

山形市規則第４３号

山形市宿泊税条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、山形市宿泊税条例（令和８年市条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）、山形市市税条例（昭和４０年市条例第３７号）及び条例において使用する用語の例による。

（宿泊料金）

第３条　条例第２条第１項第５号に規定する宿泊の対価として支払うべき料金であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき料金（当該宿泊に対して宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払われる補助金、助成金その他これらに類するものを含む。）であって次に掲げる額を除いたものとする。

⑴　宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する役務の対価に相当する額

⑵　消費税、地方消費税その他の税に相当する額

⑶　立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額

⑷　前３号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認めるものに相当する額

（課税免除の対象となる行事）

第４条　条例第４条第２号に規定する同条第１号に規定する行事に準ずるものとして規則で定めるものは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の部活動の地域における展開により実施される活動（地方公共団体の長又

は教育委員会の認定を受けた活動(当該認定を受けたものとみなされた活動を含む。)に限る。以下この条において「認定地域クラブ活動」という。）とする。

２　条例第４条第２号の規則で定める者は、生徒又はその引率者（認定地域クラブ活動としての宿泊であることを証明するために、当該認定地域クラブ活動を運営する団体の長が発行する証明書を有する者に限る。）とする。

（特別徴収義務者の指定の通知）

第５条　市長は、条例第８条第２項の規定による指定をしたときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（特別徴収義務者の申告等）

第６条　条例第９条第１項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者申告書とする。

２　市長は、前項の申告書を受理したときは、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書を当該申告書を提出した者に交付するものとする。

３　条例第９条第２項の規定による届出は、宿泊税特別徴収義務者異動届出書により行うものとする。

４　条例第９条第３項から第５項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書により行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第７条　条例第１０条第１項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請及び同項後段の規定による納税管理人の変更若しくは異動の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人（変更・異動）申告・承認申請書により行うものとする。

２　市長は、前項の承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

３　条例第１０条第２項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書により行うものとする。

４　市長は、前項の認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書により当該申請者に通知するものとする。

５　条例第１０条第２項の規定による異動の届出は、宿泊税納税管理人不選任認定者異動届出書により行うものとする。

（申告納入の方法）

第８条　条例第１３条第１項の規定による申告及び納入は、宿泊税納入申告書及び宿泊税納入

書により行うものとする。

２　前項の申告及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（申告期限の特例の要件等）

第９条　条例第１３条第２項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

⑴　次項の規定による承認の申請をした日（以下この項において「申請日」という。）の属する月の前１２月間（以下この項において「対象期間」という。）に係る宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額がそれぞれ１２０万円以下であること。

⑵　申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から１年を経過していること。

⑶　条例第１３条第３項の規定による承認の取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から１年を経過していること。

⑷　対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

⑸　対象期間において、市税を滞納していないこと。

⑹　特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

２　条例第１３条第２項の市長の承認を受けようとする者は、宿泊税納入期限等特例承認申請書により市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

４　市長は、条例第１３条第３項の規定により同条第２項の承認を取り消したときは、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書により当該取消しに係る特別徴収義務者に通知するものとする。

（更正の請求）

第１０条　法第２０条の９の３第３項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書とする。

（更正及び決定の通知）

第１１条　法第７３３条の１６第４項の規定による通知は、宿泊税更正・決定通知書により行うものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第１２条　条例第１５条第１項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納入義務免除申請書に、その理由を証明する書類を添えて行うものとする。

２　条例第１５条第３項の規定による通知は、宿泊税還付・納入義務免除承認（不承認）通知書により行うものとする。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第１３条　条例第１７条第１項、第２項及び第３項前段並びに第１８条各項の規定により行う関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存については、次項から第４項までに定めるものを除くほか、地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「法施行規則」という。）第２５条及び第２６条の規定の例による。

２　条例第１７条第３項の規則で定めるものは、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

３　条例第１７条第３項の規則で定める装置は、スキャナとする。

４　条例第１８条第３項の規則で定める場合は、法施行規則第２６条第３項に規定する場合に相当する場合とする。

（納入申告書等の様式）

第１４条　この規則に規定する納入申告書、申請書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

（委任）

第１５条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第５条から第７条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　施行日から令和１０年３月３１日（以下「経過措置終了日」という。）までの間における第９条の規定の適用については、同条第１項第１号中「申請をした日」とあるのは「申請をした日（施行日から３か月を経過した日から経過措置終了日までの日に限る。）」と、「１２月」

とあるのは「３月」と、「１２０万円」とあるのは「３０万円」と、同項第２号中「特別徴収義務者となった日の属する月の末日」とあるのは「宿泊施設の営業を開始した日」とする。